

洪水時の避難確保計画

防災危機管理クリニック

2021年 5月 作成

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数	
利用者	施設職員
30名	8名

4. 防災体制

防災組織は、次の通りとする。

【防災組織図】

役 割	業 務 内 容	担 当 者
統括管理者	○統括責任（避難の判断など防災対策についての指揮ほか全般） ○外来診療中止の検討、決定	担 当：○○○○施設長 代行者①：○○○○副施設長 代行者②：○○○○事務長
情報収集伝達班	○洪水予報等の気象・災害情報の収集 ○避難場所等の周知 ○館内放送による避難の呼びかけ ○被災後速やかに宇部市医師会への連絡	班 長：○○○○副施設長 班員○○名 ○○○○ ○○○○ ○○○○ ・・・
避難誘導班	○使用する資機材の準備 ○施設利用者の避難誘導の実施 ○利用者家族等への連絡 ○未避難者の確認	班 長：○○○○事務長 班員○○名 ○○○○ ○○○○ ○○○○ ・・・

体制確立の判断時期及び役割分担は、以下の通りとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 宇部市に洪水注意報発表 ➤ 厚東川に氾濫注意情報発表 ➤ 厚東川(末信橋地点)の水位が氾濫注意水位に到達 	注意体制確立	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達班
		利用者等への情報周知	情報収集伝達班
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 宇部市神原地区に高齢者等避難の発令 ➤ 宇部市に洪水警報発表 ➤ 厚東川に氾濫警戒情報発表 ➤ 厚東川(末信橋地点)の水位が氾濫警戒水位に到達 	警戒体制確立	洪水予報等の情報収集	情報収集伝達班
		外来診療中止の検討	統括管理者
		使用する資機材の準備	避難誘導班
		利用者等への情報周知	情報収集伝達班
		関係者への連絡	情報収集伝達班 避難誘導班
		要配慮者の避難誘導	避難誘導班
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 宇部市神原地区に避難指示の発令 ➤ 厚東川に氾濫危険情報発表 ➤ 厚東川(末信橋地点)の水位が氾濫危険水位に到達 	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

■収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ ラジオ インターネット <ul style="list-style-type: none"> ▶ 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/) 宇部市防災メール(登録用アドレス:ube@xpressmail.jp)
洪水予報 水位到達情報 水位情報	インターネット <ul style="list-style-type: none"> ▶ 「川の防災情報」の厚東川の水位観測所の水位 ▶ 山口県土木防災情報システム《水位情報、洪水予報》(https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html) ▶ 気象庁HPの洪水予報のサイト<厚東川のみ対象>(http://www.jma.go.jp/jp/flood/) ▶ 下関地方気象台HPの洪水警報の危険度分布のサイト(https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html)
高齢者等避難、避難指示	宇部市からのファックス(事前登録が必要) 宇部市防災メール(登録用アドレス:ube@xpressmail.jp) テレビ ラジオ インターネット <ul style="list-style-type: none"> ▶ 宇部市のサイト(https://www.city.ube.yamaguchi.jp/) 宇部市の避難情報に係る緊急速報メール

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

①口頭または館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報、避難場所等の情報を施設内で共有する。

※避難場所については、平時より施設周辺の緊急避難場所等が記載されているハザードマップ及び宇部市指定の緊急避難場所・避難所の名称等が記載された一覧表を施設内に掲載しておき、施設利用者への情報提供を行うこととする。

②被災し外来診療を中止した場合には、速やかに宇部市医師会に報告する。

※その後、宇部市医師会から宇部市健康増進課へ連絡。

③市町村への連絡先は以下とする。

宇部市防災危機管理課 0836-34-8139

宇部市健康増進課 0836-31-1777

6. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。

また、悪天候の中の避難は危険を伴うことから、施設における想定浸水深が浅く、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがない場合、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

- ・ 外来診療を中止した場合、診療所内の要配慮者以外の利用者については、避難所等の情報提供を行い、各自で速やかに避難するよう誘導する。
- ・ 外来診療を中止した場合、自力での速やかな避難が困難な利用者については、状況に応じて次のような支援を実施する。
 - 家族等の連絡先を聞き取り、家族等に連絡をする。
 - タクシー等の移動手段を手配し、避難させる。
 - 避難所等への避難について、同行支援をする。
- ・ 避難先までの移動手段は、下表の通りとする。
- ・ 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- ・ 避難する際は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ・ 浸水するおそれのある階または施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

	名称	移動距離	移動手段
避難場所	神原ふれあいセンター	970m	徒歩
屋内安全確保	有		

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資機材については、下表「避難確保資機材等一覧」に示すとおりである。

これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資機材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達用	テレビ1台、ラジオ1器、ファックス1台、携帯電話4台、乾電池20個
避難誘導用	従業員名簿、携帯電話4台、懐中電灯2台、乾電池30個
屋内安全確保の場合	水3日分、食料3日分、寝具8人分、防寒具8人分
その他	ウエットティッシュ500枚、ゴミ袋100枚

浸水を防ぐための対策

土のう20個

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員等への防災教育及び訓練は、以下の通り実施する。

■防災に係る研修

毎年4月に新規採用の従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。毎年6月に全従業員を対象に防災情報及び避難誘導に関する研修を実施する。

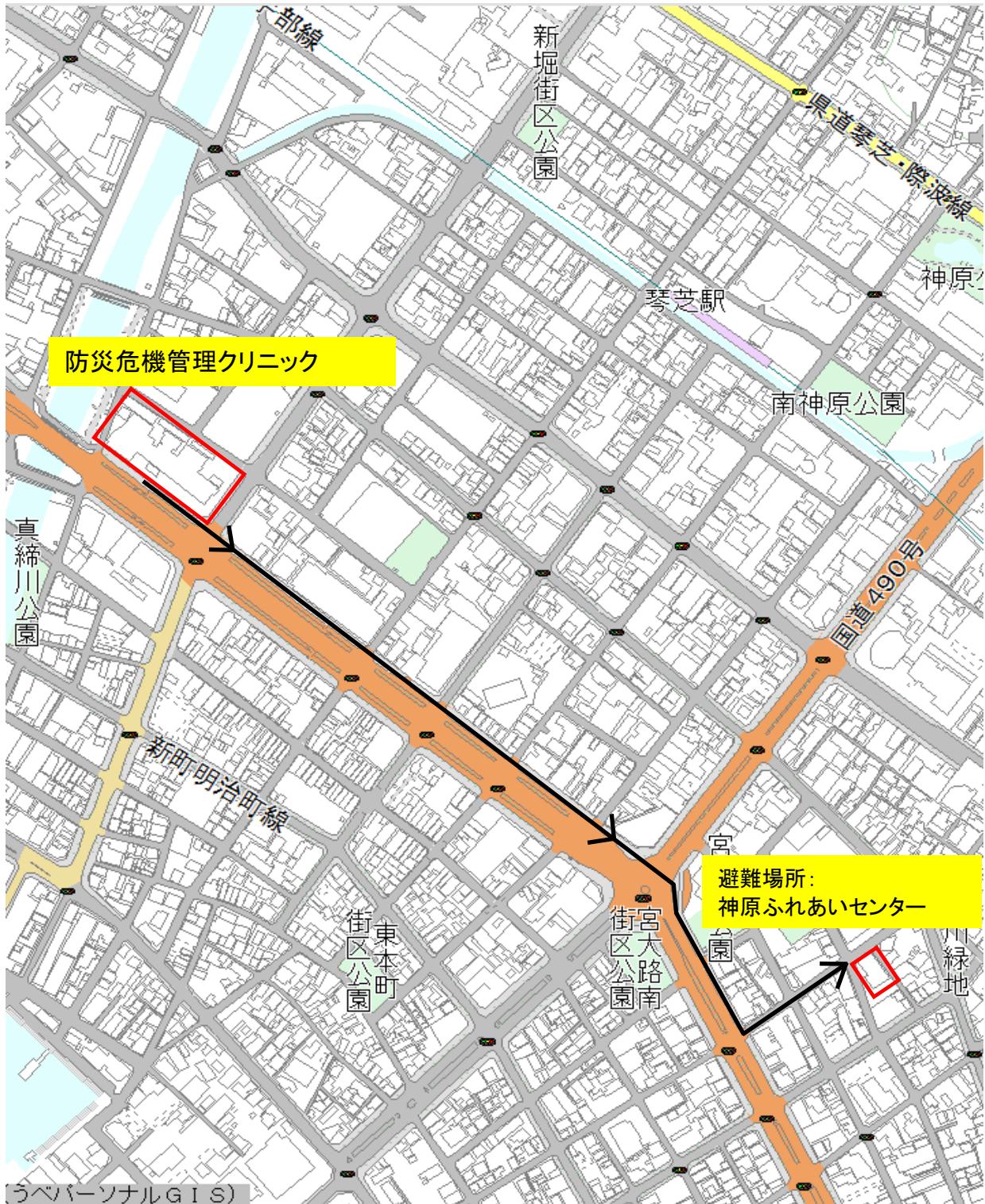
■防災訓練

毎年5月に新規採用の従業員を対象として避難誘導に関する訓練を実施する。毎年8月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

【施設周辺の避難経路図】

洪水時の避難先は、洪水ハザードマップの想定浸水域および浸水深から、以下の場所とする。

避難経路図



施設所在地	宇部市常盤町1-7-1
避難場所	宇部市松山町1-5-16